

議事の経過

開議 午前10時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

事務局長が、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、徳久研二議員の退席を求めます。

（徳久研二議員退席）

○佐藤倫与議長 9月11日、徳久研二議員から一身上の都合により阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。徳久研二議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、徳久研二議員の阿佐線・国道整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

徳久研二議員の着席を求めます。

（徳久研二議員着席）

○佐藤倫与議長 徳久研二議員に告知いたします。あなたの辞任願は許可されました。

日程第2、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

阿佐線・国道整備促進特別委員会委員は定数6人のところ欠員が1人生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員1人に対する補充選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、長野弘昌議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、長野弘昌議員を阿佐線・国道整備促進特別委員会委員に補充選任することに決しました。

日程第3、議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」までの4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら4件について常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長、藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」ほか2件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月24日、委員7名の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」については、標準準拠システムに住登外者を管理する機能が新たに追加されることに伴い、所要の改正を行うものです。

所管課からは、標準準拠システムとは、全国の自治体と同じ仕様に準拠して整備する情報システムであり、新たに追加される住登外者宛名番号管理機能の利用については、マイナンバーの独自利用事務として条例に定める必要があると説明がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第60号「安芸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、3つの関係条例を一括で改正するものです。

①「安芸市職員の育児休業等に関する条例」では、育児に係る部分休業の取得について、1日につき2時間の範囲内で取得できる現行の方法に加え、1年につき条例で定める時間の範囲内で取得できる方法を設け、職員が選択できるよう規定を整備するもの。

②「安芸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」については、妊娠・出産時や育児期の職員に対する仕事と育児との両立支援に関する規定を整備するもの。

③「安芸市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」については、上下水道事業職員の給与の減額規定について、「安芸市職員の育児休業等に関する条例」の改正に合わせるものです。

委員からは「非常勤職員も同じ取扱いになるのか」と質問があり、所管課からは「会計年度任用職員も仕組みとしては同じで、部分休業で取得できる時間は勤務時間に応じて設定される」と答弁がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第61号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、耐用年数を経過し、老朽化が著しい日ノ出町団地及び日ノ出町第2団地について、令和7年度中に全世帯が移転完了したことから用途廃止を行うものです。

所管課からは、今後は長寿命化計画に基づき、国の交付金の配分状況等を踏まえて、令和8年度以降に計画的に建物の解体を進めていきたいと説明がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 産業厚生委員長 小松進也議員。

○小松進也産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月25日、委員7人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」については、当該条例に規定されている注意報の名称を、現行の名称である「乾燥注意報」に改めるなど所要の改正を行うものです。

所管課からは、名称の変更と併せまして、気象庁が発表する警報注意報の中で「強風注意報」よりも強い警戒を呼びかける「暴風警報」と「暴風特別警報」を追加しまして、火入れの中止の判断がより明確にできるように改めるものであるとの説明がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第59号「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第60号「安芸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第61号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第62号「安芸市火入れに関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第73号「消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 川島憲彦議員。

○10番（川島憲彦議員） 議案第73号「消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書」の説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり、安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年10月3日

発議者 安芸市議会議員 川島 憲彦

賛成者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書（案）

食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続き、市民生活は窮地に追い込まれている。

暮らしと営業、地域経済を守る上で最も有効な景気対策の一つは、消費税の減税である。消費税減税に「賛成」68%、うち18歳から29歳では87%（「産経新聞」4月19日、20日）など、県民、国民の多数が消費税減税を待ち望み、自民党の少なくない国会議員も含め、ほとんどの政党が何らかの消費税減税を掲げている。

消費税の減税は、物価を押し下げ、その効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡る。一旦税率を下げればその効果は先々まで続き、この面でも経済対策として最も有効な手段の一つである。既に諸外国では、期限付を含め110の国や地域で消費税（付加価値税）減税に踏み出し、効果を上げている。応能負担の原則で、税金を負担し、無駄遣いを削るなどの施策で、代替りの財源を生み出すことも可能である。

令和5年10月にインボイス制度が始まり、取引先との関係で、やむなくインボイス登録した建築下請業者は、売上700万円、利益300万円で初年度（昨年）の消費税納税額は3か月分で